

《給付の種類》	一時金	年金			
		10年確定年金	15年確定 逦増型年金	15年保証 終身年金	10年保証夫婦 連生終身年金
満75歳到達	○	○	○	○	○
満60歳以上満75歳未満で脱退 （一般コース）	○	○	○	○	○
満60歳以上満75歳未満で脱退 （個人年金コース）	○	△ 加入10年以上			
満60歳未満で脱退	○	×	×	×	×
満75歳未満で死亡	○	×	×	×	×
減口（一部解約）（一般コース）	○	×	×	×	×

※給付はいずれか一種類のみの選択となります。

※終身年金は、保証期間は受取人の生死にかかわらず、保証期間経過後は生存の限り年金が支払われます。

※夫婦連生終身年金は、保証期間内に受取人死亡の場合は残余保証期間は配偶者に同額の年金を、保証期間経過後は配偶者が生存の限り、従前の6割の年金をお支払いします。保証期間経過後に受取人死亡の場合は、配偶者が生存の限り、従前の6割の年金をお支払いします。夫婦いずれも死亡の場合は残余保証期間について遺族に年金、または残余保証期間分の年金に代えて一時金をお支払いします。

※一般コースの場合、年金月額が5,000円未満となる場合は年金は選択できません。

※年金は受け取りを最大で10年間繰り延べることができます。

※減口は口数単位での一部解約であり、以下の場合に取り扱えます。

・災害 ・疾病、障害(親族の疾病・障害および死亡を含む) ・住宅の取得 ・教育(親族の教育を含む)

・結婚(親族の結婚を含む) ・債務の弁済

《給付金の請求と受取人》

この制度の給付金の受取人は加入者本人となります。

なお、本人死亡の場合には労働基準法施行規則に定める遺族保障の順位によります。

お手続きについては組合・支部にお問合せください。

なお、給付金は保険会社より本人指定の口座へ直接支払われます。

《税務上の取扱》

- 一般コースの掛金は一般生命保険料控除の対象、年金コースの掛金は個人年金保険料控除の対象となります。
(所得税法第76条、地方税法第314条の2) ※団体手数料を除く
 - 一時金は一時所得の対象となりますが、50万円の特別控除があります。
(所得税法第34条、同法施行令第183条)
課税対象額＝(一時金－掛金累計－50万円)×1/2
 - 年金は雑所得となります。(所得税法第35条、同法施行令第183条)
課税対象額＝その年の年金受取額－(年金額×掛金累計額÷年金受取見込総額)
 - 遺族一時金は相続税の対象となります。(相続税法第3条、12条)
- ※上記税務取扱は2025年5月1日現在のものです。また、法律改正等により将来的に変更されることがあります。

この制度は全国理容生活衛生同業組合連合会が下記の生命保険株式会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

【引受保険会社】(引受割合)

下記の引受保険会社は、各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合(2025年6月1日現在)による保険契約上の責任を負います。また、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。なお、各引受生命保険会社の予定利率及び配当実績などにより、給付金支払の引受割合が下記の引受割合と異なる場合があります。

ジブラルタ生命保険株式会社(55.1%・事務幹事) 日本生命保険相互会社(30.0%)

明治安田生命保険相互会社(7.5%) 富国生命保険相互会社(7.4%)

<生命保険契約者保護機構>

引受保険会社の業務又は財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が委託割合の範囲において削減されることがあります。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせ下さい。

<個人情報に関するお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、団体は加入者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)を取扱い、団体が保険契約を締結する上記生命保険会社へ提供します。団体は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続のために使用します。生命保険会社は受領した個人情報を次の目的のために利用し、これらの目的のほかに利用することはありません。(1)各種保険契約の引受・継続・維持管理、一時金・年金等の支払(2)関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理(3)当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実(4)その他保険に関連・付随する業務 また、本目的の範囲内で団体および引受保険会社に提供します。なお、今後個人情報に変更等が発生した際にも上記に準じて取り扱われます。記載の引受保険会社は今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報の変更後の引受保険会社に提供されます。

全国理容生活衛生同業組合連合会

全理連年金共済制度

(拠出型企業年金保険)

【拠出型企業年金保険は、自助努力による老後保障資金の準備を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・【加入勧奨資料】の内容をご確認いただき、給付事由・給付(予想)額・払込掛金等の内容がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込ください。】

《年金共済とは》

- 年金共済は長い期間をかけ、将来に必要とする年金の原資を積みたてていく制度です。
- 長期間にわたる積立金の運用は保険会社に委託しております。

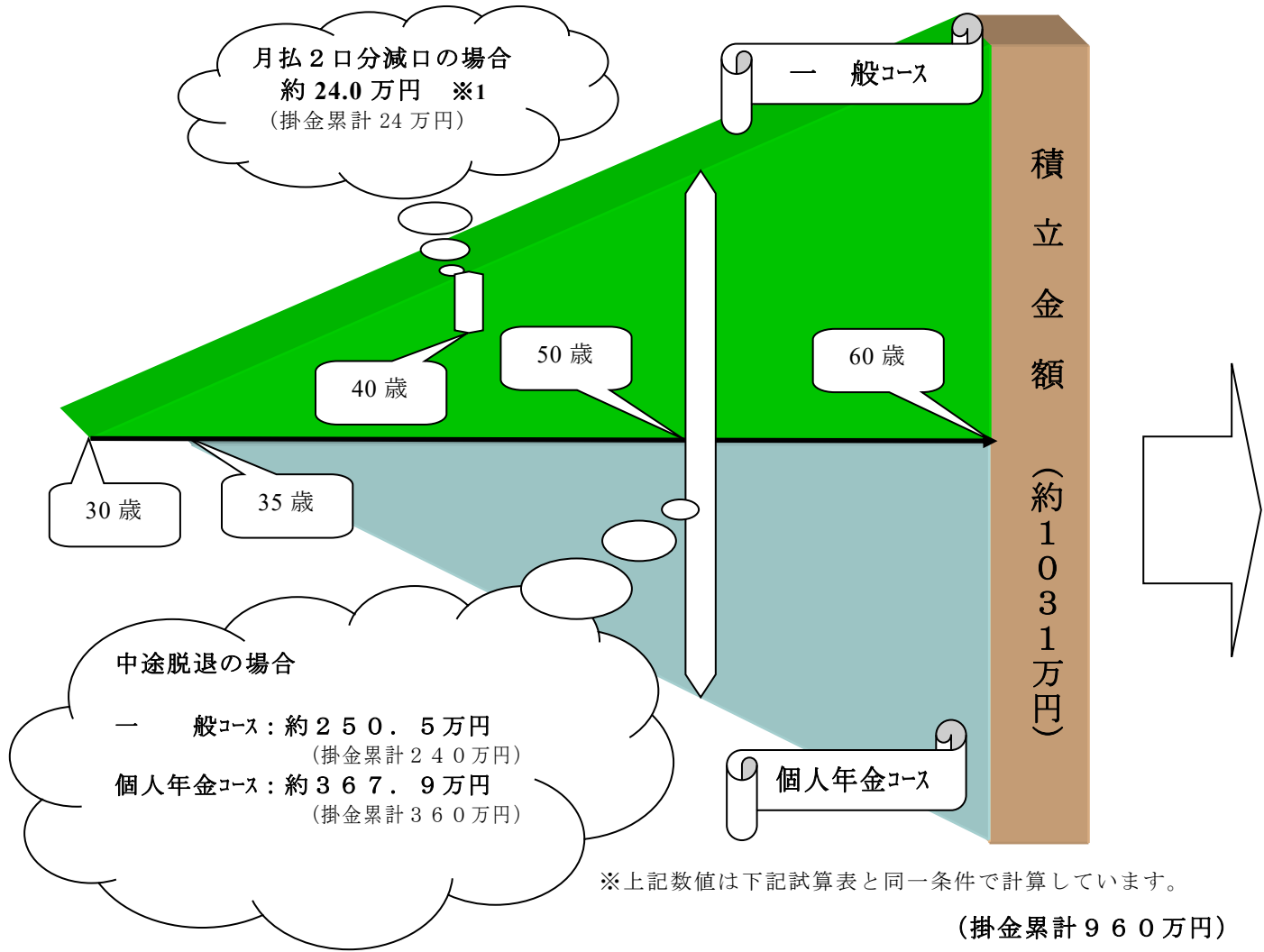
《加入コース》

		一般コース	個人年金コース
加入資格		組合員および従業員	一般コースに加入している方
新規加入年齢		満15歳以上満75歳未満 ※満75歳まで継続加入できます	満15歳以上満65歳未満 ※満75歳まで継続加入できます
掛金	月払	1口1,000円 ※最低3口以上の加入が必要です。	1口1,000円 ※1口から加入できます。
	一時払	1口100,000円 ※両方のコースそれぞれ200口まで加入できます。	
加入・増口日 (責任開始日)	月払	毎月1日	
	一時払	2月および8月の各1日 ※両コースとも一時払のみの加入はできません。	
年金受取の条件		年金開始時(据置時は据置開始時)年齢60歳以上かつ	
		年金月額5,000円以上	加入期間が10年以上あること
積立金の一部解約		できます ※《給付の種類》を参照ください。	できません
税法上の掛金の取扱		一般生命保険料控除の対象	個人年金保険料控除の対象
		掛金には制度運営の団体手数料が含まれております。このため、月払掛金は1口あたり980円、一時払掛金は1口あたり99,900円が保険料控除の対象となります。(所得税法第76条、地方税法第314条の2)	

《お問い合わせ先》
〒151-0053
東京都渋谷区代々木1-36-4
全国理容生活衛生同業組合連合会
TEL:03-3370-8069

< この資料は加入勧奨資料です。契約概要・注意喚起情報とあわせてご覧ください >

【モデル積立例】
加入時年齢 30 歳 男性
一般コース (30 歳で加入)：月払 10 口
個人年金コース (35 歳で加入)：月払 20 口



【給付額試算表】※2

月払 1口1,000円につき (複数口加入の場合は加入口数倍となります) (単位：円)						
経過年数	掛金累計額	一時金額	10年確定年金月額	15年確定通増型 (初年度)年金月額	15年保証終身年金月額	10年保証夫婦連生終身年金月額
1年	12,000	約 11,530	約 100	約 51	約 45	約 39
3年	36,000	約 34,920	約 304	約 155	約 137	約 118
5年	60,000	約 58,720	約 511	約 261	約 231	約 199
10年	120,000	約 120,040	約 1,045	約 534	約 473	約 407
15年	180,000	約 183,950	約 1,602	約 819	約 725	約 623
20年	240,000	約 250,510	約 2,182	約 1,116	約 988	約 849

※死亡時は上記一時金額に10,000円が加算されます。

一時払 1口100,000円につき (複数口加入の場合は加入口数倍となります) (単位：円)						
経過年数	掛金累計額	一時金額	10年確定年金月額	15年確定通増型 (初年度)年金月額	15年保証終身年金月額	10年保証夫婦連生終身年金月額
1年	100,000	約 98,970	約 862	約 440	約 390	約 335
3年	100,000	約 100,740	約 877	約 448	約 397	約 341
5年	100,000	約 102,530	約 893	約 456	約 404	約 347
10年	100,000	約 107,090	約 933	約 477	約 422	約 363
15年	100,000	約 111,760	約 973	約 497	約 440	約 379
20年	100,000	約 116,560	約 1,015	約 519	約 459	約 395

年金受取 (脱退時年齢 60 歳以上の場合に選択可能) ※個人年金コースは加入 10 年以上必要

- 次のいずれかから選択できます。(一般コースは年金月額が 5,000 円未満となる年金種類は選択できません。)
※確定年金・保証期間はそれぞれの年数、加入者の生死にかかわらず年金が支払われ、終身年金は保証期間経過後は本人が生存の限り年金が支払われます。夫婦連生終身年金は保証期間経過後に加入者が死亡の場合、配偶者が生存の限り、年金額の 6 割が支払われます。《給付の種類》参照)
- 年金受取開始時期は最大 10 年間 (年単位) 据え置くことができます。

10 年確定年金

10 年間支給

年金月額 約 89,860 円 10 年間の受取合計額 約 10,783,200 円

15 年確定通増型年金

15 年間支給

初年度年金月額 約 45,930 円 15 年間の受取合計額 約 11,161,620 円
年金額は 2 年目以降、毎年、初年度の年金額の 5 % 増加します。

15 年保証終身年金

15 年間保証

年金月額 約 40,670 円 15 年間 (保証部分) の受取合計額 約 7,320,600 円
(90 歳まで生存の場合の受取合計額 約 14,641,200 円)

10 年保証夫婦連生終身年金

10 年間保証

年金月額 約 34,970 円 10 年間 (保証部分) の受取合計額 約 4,196,400 円
(90 歳まで生存の場合の受取合計額 約 12,589,200 円)

一時金受取

約 1,031 万円

脱退時に選択できます

※1 減口 (一部解約) について

一般コースについては、積立期間中であっても次の事由による申出により積立金の一部の払い戻しができます。
《給付の種類》を参照ください。

※2 給付額試算表について

給付額は現時点では確定しておらず、変動 (増減) します。

- 給付額試算表の金額は、次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動 (増減) することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。
 - (1) 月払 4,600 口を常に維持していること。
 - (2) 加入者全員の保険料が払込期日に入金されたものであること。
 - (3) 給付額試算表の金額は、引受保険会社の予定利率および引受割合 (2025 年 6 月 1 日時点) に基づき計算しております。
- 年金は毎年 1・4・7・10 月の各 1 日に直前 3 ヶ月分がまとめて支払われます。
- 給付額試算表の金額には、配当金を加算しておりません。
- 毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。
- 決算実績によってはお支払いできない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。
- 年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。
- 終身年金は 60 歳男性、夫婦連生終身年金は加入者 (夫) 60 歳、妻 57 歳の場合の金額です。